情報公開制度の運営の改善に関する意見書について

情報公開制度の運営の改善に関する意見書

令和2年2月7日

千葉県情報公開推進会議 会長

牂

氏 名

○ 法人その他の団体にあっては、主たる事務所の○ 所在地、名称及び代表者の氏名

連絡先電話番号

担当者名

(法人その他の団体の場合に記載してください。)

回于業界情報公開条例第27条の2第2項

回千葉県議会情報公開条例第28条の2第2項 の規定により、次のとおり情報公開制度の運営の改善に関する意見を述べます。 ※いずれかにレ印を付してください。

審査情報課の職員の話では、千葉県情報公開条例に基づく開示 請求であれ、千葉県議会情報公開条例に基づく開示請求であれ、 千葉県個人情報保護条例に基づく開示請求であれ、情報提供であ れ、CD-RやDVD-Rにより交付する場合には、少し前からパスワードをかけているとのことであり、実際に、交付されたものにも パスワードがかけられていた。

しかし、パスワードをかけると、利用することに不便であり(ものによっては、DVD-RからPCにダウンロードしなければ利用 できないものもあった。そうすると、PCの容量を圧迫してしま う。)、開示請求者側にはパスワードを覚えておく義務はないの に、いったん紛失してしまうと、永久に開示文書にアクセスでき なくなってしまう。実際、アメリカ合衆国のFOIAでは開示され るCD-R等にパスワードをかけていないが、何ら支障は生じてい ない。

したがって、開示請求者がパスワードをかけるよう希望すれば パスワードをかけ、開示請求者がパスワードをかけるよう希望し なければパスワードをかけないことにすべきである。

以上

意見の内容

全部第一个 -2.2.-7 第1号模式 (第4条)

情報公開制度の運営の改善に関する意見書

令和3年7月8日

千葉県情報公開推進会議 会長

様

郵便番号 住 所 氏 名

「法人その他の団体にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名

連絡先電話番号

担当者名

(法人その他の団体の場合に記載してください。)

ロ千葉県情報公開条例第27条の2第2項

回千葉県議会情報公開条例第28条の2第2項 の規定により、次のとおり情報公開 制度の運営の改善に関する意見を述べます。 ※いずれかにレ印を付してください。

現在、千葉県情報公開条例第27条の2第2項又は千葉県議会情報公開条例第28条の2第2項の規定により情報公開制度の運営の改善に関する意見を述べても、千葉県情報公開条例第27条の2第3項又は千葉県議会情報公開条例第28条の2第3項の規定により情報公開事務に係る苦情を申し出た場合と違って、提出者に個別に回答が届かないものとなっている。意見に対する判断は、貴推進会議事務局職員によると、議事録として公表することによって明らかにすることになっているとされている。

しかし、前回の貴推進会議の開催から相当期間が経過しても、 当該議事録が公表されていない。

これは、平成31年2月18日付けで同様の内容の「情報公開制度 の運営の改善に関する意見書」を提出したが、改善されていない ことの表れである。

さらに、前回の意見書提出に係り、貴推進会議の当該審議部分が公開で行われたにもかかわらず、提出者本人が同会議の開催後に問い合わせたときに、貴推進会議事務局職員からは回答できないとの話があった。

したがって、改善の意見についても、苦情申し出と同様に、その提出者本人に個別に回答すべきであり、それができなければ、議事録としての公表に係る標準処理期間を1週間程度に設定して公にしておくべきである。いずれにせよ、提出者本人が同会議の開催後に問い合わせたときには具体的な判断の内容を回答すべきである。

このような改善を行うことこそが、千葉県情報公開条例前文、 1条、3条、同条例全体の精神、千葉県議会情報公開条例前文、1 条、3条、同条例全体の精神に合致するものと言うべきである。 以上以下余白

意見の内容

子業保情報 会問推進会號 一3,7,-9 「仅受